平成３１年　第１回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会

日　時　　平成３１年　３月２７日
　　午前１０時００分
場　所　　やまなみ苑　会議室

洲本市・南あわじ市衛生事務組合　　議会　議　長　　吉　田　良　子
　　副議長　　小　野　章　二

会議に出席した議員（１０名）

１番議員　小　野　章　二	２番議員　柳　川　真　一
３番議員　片　岡　　格	４番議員　木　戸　隆一郎
５番議員　福　本　　巧	６番議員　印　部　久　信
７番議員　阿　部　計　一	８番議員　谷　口　博　文
９番議員　吉　田　良　子	１０番議員　北　条　志津子

会議に欠席した議員（０名）

管理者	洲本市長	竹内通弘
副管理者	南あわじ市長	守本憲弘
会計管理者	洲本市会計管理者	岡田浩成
事務局長	洲本市生活環境課長	中田博文
事務局次長	南あわじ市環境課長	廣内繁一
事務局課長		山田孝文

事　務　局　長　　みなさん、おはようございます。只今から洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会の開会をお願い申し上げます。それでは吉田議長よろしくお願いいたします。

議　　長　　皆様、おはようございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日平成３１年３月２７日洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本組合議会定例会に提出されております諸案件につきましては後刻管理者から説明がありますが、議員各位には慎重にご審議いただき、適切妥当な結論を賜りますようお願いを申し上げまして開会のご挨拶といたします。それでは管理者のご挨拶を伺うことにいたします。管理者よろしくお願いいたします。

管　　理　　者　　はい、議長。おはようございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。平成３１年第１回の洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にもかかわりませずご参集いただき、心から感謝申し上げます。さて、本日ご提案申し上げ、ご審議いただきます案件は先日ご送付申し上げましたように、条例案件が２件と退職手当組合の規約変更、平成３０年度一般会計補正予算と、平成３１年度一般会計予算でございます。何卒、慎重且つ適切なご審議を賜りまして、ご賛同下さいますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。本日は洲本市議会での組合議会議員選挙後初めての議会でありますので、議員各位、管理者、副管理者、会計管理者、および事務局職員を紹介いたします。洲本市議員より紹介をいたします。小野章二議員、柳川真一議員、片岡格議員、木戸隆一郎議員、福本巧議員。続きまして、南あわじ市議員を紹介いたします。印部久信議員、阿部計一議員、谷口博文議員、北条志津子議員、以上で議員の紹介を終わります。

次に管理者洲本市長竹内通弘さん、副管理者南あわじ市長守本憲弘さん、洲本市会計管理者岡田浩成さん、事務局長洲本市生活環境課長中田博文さ

ん、事務局次長南あわじ市環境課長廣内繁一さん、次に事務局課長山田孝文さん。事務局係長中西信行さん、事務局職員古川剛康さん、以上で紹介を終わります。

それでは、只今から平成３１年第１回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を開会いたします。議員の出席状況を報告させます。事務局。

事務局次長　はい。議長。只今の議員の出席状況は出席１０名であります。当組合の議員定数は１０名であり、地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しております。

議　　長　只今、事務局から報告がありましたとおり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。本日の日程はお手元に配布されておりますが、念のため事務局に朗読をさせます。事務局。

事務局次長　はい、議長。失礼します。それでは朗読いたします。

平成３１年第１回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会議事日程

平成３１年３月２７日

日程第１　議席の変更について

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　会期の決定

日程第４　議案第１号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第２号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第３号　議案第３号　兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第５　議案第４号　平成３０年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）について

日程第６　議案第５号　平成３１年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算について

以上でございます。

議　　長　それでは議事に入りたいと思います。

日程第１　議席の変更について、議席は組合議会会議規則第３条の規定により、議長において指名いたします。只今のご着席のとおりに定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認め、さように指定いたします。

次に日程第２　会議録署名議員の指名をいたします。４番木戸隆一郎議員、１０番北条志津子議員。この両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に日程第３　会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会は本日１日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって今期定例会は本日１日と決定いたしました。今期定例会に管理者より提出されました案件は既に配布されておりますが、本日追加させていただきます日程表及び議案等を只今より配布させます。

（追加資料の配布）

議　　長　　配布漏れはありませんか。配布漏れがなければ、追加日程を事務局に朗読させます。

事務局次長　　はい、議長。

議　　長　　はい、事務局。

事務局次長　　失礼いたします。

追加日程第１　選挙第１号洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長選挙について

追加日程第２　議案第６号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任について

以上でございます。

議　　長　　朗読が終わりました。お諮りいたします。ただいま朗読いたしました日程を追加することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって、只今朗読しました日程を追加することに決しました。

それでは、追加日程第１、選挙第１号洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長の選挙についてを議題といたします。暫時休憩いたします。

（休憩 10：10 ～ 10：11）

議　　長　　それでは会議を再開いたします。追加日程第１　選挙第１号　副議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法につきましては地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。お諮りします。議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。それでは、指名いたします。洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長に、小野章二議員を指名いたします。お諮りいたします。只今議

長において指名いたしました小野章二議員を洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって只今指名いたしました小野章二議員が洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会副議長に当選されました。只今当選されました小野章二議員が議場におられますので本席より告知いたします。それでは副議長のご挨拶を伺うことにいたします。

副　議　長　　只今ご承認いただきました小野でございます。議長を補佐しながら頑張って行きたいと思いますのでよろしくお願いいたしします。ありがとうございました。

議　　長　　ではよろしくお願いたします。
　次に日程第４議案第１号ないし議案第３号の３件を一括議題といたします。朗読を省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管　理　者　　失礼いたします。議案第１号ないし議案第３号につきましては事務局の方からご説明いたします。どうぞよろしくお願いします。

議　　長　　事務局。

事務局長　　はい議長。それでは議案第１号ないし議案第３号についてご説明申し上げます。
　まず、議案第１号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。本件は、給与水準の適正化などを図るため所要の条例改正を行いたく提案するものでございます。この内容は地域手当に関する特例といたしまして不支給期間を当分の間とするとともに本来４月から 12 月までの間行政職給料表の適応を受ける４級以上の職員を対象として給料月額の 100 分の 1.8 を減額する処置を講じ、附則においてこの条例の施行日を平成 31 年４月１日と定めるものでございます。

次に、議案第２号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合手数料の一部を改正する条例制定について、説明申し上げます。本件は消費税率引き上げや物価上昇などに伴うごみ焼却処理費用増大に対応するため所要の条例改正を行いたく提案するものでございます。この内容は手数料の金額10キログラム当たりにつきまして130円とし、附則においてこの条例の施行日を平成31年10月１日と定めるものでございます。

次に議案第３号　兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部変更について、ご説明申し上げます。本件は篠山市の名称変更に伴う規約の変更につき、地方自治法第２８６条第１項の規定に基づく関係地方公共団体の協議によりこれを定めるため同法第２９０条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。この内容は、構成団体等を定める規定中篠山市の名称を丹波篠山市に改め附則においてこの規約の施行日を平成３１年５月１日と定めるものでございます。

以上で議案１号ないし議案第３号の説明を終わります。何卒慎重ご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議　　長　　事務局からの説明が終わりました。只今提案されている議案１号から議案３号について質疑を行います。議案第１号から質疑を始めて行きたいと思います。議案第１号、洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

はい。片岡議員。

３　番　議　員　　先程の説明を受けました附則第７項中の条例施行の日から平成３１年３月３１日までの間を当分の間に改めるということですけれど、これまでこの給与に関する洲本市の条例を基礎に運営を図ってきたと思いますが、前回説明を聞いたときには洲本市の条例に準ずるという話だったのですが、洲本市の場合は平成３２年３月３１日までの期間になっていたと思いますが、当分の間とした理由について説明していただけますか。

議　　長　　はい、事務局。

事　務　局　長　　この地域手当につきましては、条例は洲本に準ずるという形ではなくて、あくまでもこの地域手当ついては洲本の労働組合との協議の中で決

められたものでございまして、そんな中で毎回当組合においては同様に3月31日の延長をかけてきたのですけれども、どうしても議会の段取り上、年度内での議決をいただくことができず、専決という処理をさせていただいている状況がございます。そんな状況の中で現状を鑑みますと当分の間不支給期間は続くという見込みのもとで、当組合においては当分の間としたいと考えております。なお、組合との交渉の中で支給するように決定されれば早急に条例を変更させていただいて、対応させていただきたいと考えております。

議　　長　　片岡議員。

３　番　議　員　　洲本の条例で関連した条例の改正がされました。平成32年というのは、実質はありえない話なので、そこは今後修正しておく必要があるべきだということを指摘しておきます。以上です。

議　　長　　他に質疑はありませんか。質疑等がないようですので、これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第１号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって議案第１号は原案どおり可決されました。

　続いて議案第２号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合手数料条例の一部を改正する条例制定について、質疑を行います。質疑はありませんか。

８　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい、谷口議員。

８　番　議　員　　この条例について私は反対の立場で質疑させてもらうわけですが、先

般、市の方でごみの収集袋の料金の値上げになったりしながら、市民の負担を、これはまあ説明では消費税の 10 月からの引き上げに伴うごみ袋の値上げということで市民も納得していただいてると思うんよね。で、今回 100 円を 130 円にしたら、先程消費税と処理手数料等々と物価どうじゃこうじゃという説明があったように思うねけど、これ、100 円を 130 円にした時によ、いくらぐらいの増収見込みを考えられておるのか。

それともう一点ね、先般南あわじ市の方でもごみの収集運搬処理業者の入札がされと思うんです。その時に５年前の予算と比べたらかなりごみの量が減ったということで、予算書に計上されている２億１千５００万円ぐらいの予算というのは、前回の予算に比べたらだいぶん削減されておると思うねけんど、その辺、ごみ収集運搬業者のよ、ここへごみの持ち込みのよ、料金というのはどのようにされておるのか。まずこの２点についてお伺いをします。

議　　長　　はい、事務局。

事　務　局　長　　まずご質問の１点目でございます。今回の１００円から１３０円に値上げすることによって収入がどれだけ増えるのかということでございます。年間では１２６０万円程度増収を見込んでいるところでございます。

それと２点目の業者の持込の料金でございます。家庭ごみのごみ袋などを収集して頂いている業者の持込分については、各市の分担金の中で精算をさせていただいておるところでございます。

８　番　議　員　　議長。

議　　長　　谷口議員

８　番　議　員　　ということはよ、ごみの収集運搬業者の持込はよ、市の負担でよ、焼却処分をしよると。ということはよ、この今回の改正というのはよ、一般の市民からの持込とよ、事業所のごみの持込の料金が上がると思うんよね。事業所というのは当然、３割ぐらいの料金値上げになってますわな。ということは、事業所のごみの、まあ市民ですわな、そういう業者

が３割転嫁してできるかいう心配もあるんとね、これ、１２６０万円ぐらいの増というのは事業所からの持込ごみはこれだけ増えとんのかどうかね。事業所のごみと一般ごみの内訳を教えていただきたいのとよ、事業所のごみの収集に対してよ、これが事業所からやと、これが一般家庭からの搬入やという色分けというか、しっかりとよ、できとんのか、ほの点についてまずお伺いをいたします。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　家庭系ごみにつきましては、今年度、洲本市と南あわじ市でほぼ５０対５０です。事業系の持込ごみにつきましては５１対４８です。

８　番　議　員　　１２６０万円増収を見込んどる言うたでかなあ。この３０円の値上げでよ。そうでしょ。今回１００円を１３０円にすることによって１２６０万円の増収が図れるという説明やったと思う。で、その増収というものはよ、ごみ収集運搬業者のごみはよ、市がよ、分担金で負担しておるさかい収集業者がよ。収集業者いうたってな、毎日な、一緒のルートで行ってよ、一緒のような事をしよんねん。ほんでよ、ごみの量が減ったいうことで入札価格やったって下げとると思うんよな。実際の話が。私が聞っきょんのはよ、一般家庭の人がよ、ここに持ち込んだ時に今まで１００円だったやつが１３０円だあ。昨年よ、一般の人がどんだけ来てよ、ほんで事業所のごみのこの案分を教えてください。

議　　長　　事務局。

事　務　局　長　　今、値上げをさせていただく手数料については議員がおっしゃられているように指定ごみ袋以外で直接この施設に持ち込まれる事業所の方、それから住民の方の総量が約年間１万トンぐらいなのですけれども、その中で実際に明らかに個人かどうかを判断するのは、実は個人の事業所さんが個人名で持ち込まれる場合がございまして、そこの明確な線引きは今できないような状況となっています。しかしながら、ほとんどが事業所のごみというふうに認識しているところでございます。

８　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　谷口議員。

８　番　議　員　　１万トン、事業所のごみと一般の持込がある言うただあ。１万トンよ、１０キロで３０円上げとんでえか。で、１万トンいうたら、計算したらなんぼよ。３０００万円ですか。１２６０万円という数字がよく理解できらんねけんどよ。一般の人の持込とよ、事業所のごみが１万トンある言うただあ。そんで３０円上がんのだあ。ほんならなんぼになんので。値段的に。

議　　長　　はい、事務局。

事務局課長　　先程の１２６０万円について、今回１０月からの改定の予定でございますので、前年度比で６３０万円程度の増加を見込んでおります。前年度が１億８７０万円ありまして、ごみのことですので、今年度は１万トンぐらいの想定で、そうしますと１億３千万円になるんですけれども、半年間で、前年度比で６３０万円の増ということでございます。

８　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　谷口議員。

８　番　議　員　　結局ね、これ私はね、このやまなみ苑施設のよ、処理施設の経費っちゅうのはこれ見よったら市の分担金をよ、４００万円ぐらい下げてよ、自治体の痛みを和らげてよ、市民の負担をよ、ごみ袋も上げえよ、事業所ったってこれ市民なんよのお、実際の話がよ。ほんで市民の方に１億なんぼてか。１億なんぼも市民の、事業所からの負担も上げえよ、なんでほこまでしてよ、このやまなみのよ、これ今まで予算書見とったらよ、４億なんぼのやつが３億８千万ぐらいにして、今年度上げとんだあ。それだけの努力をしながらしょってよ、尚且つ増収、増収いうてよ、値上げばっかりしてよ、市民には痛みを与えてよ、そうでしょ。ごみの袋やったって、これ消費税上がる。ほんで今、ほんまに生活困窮者

も多いお年寄りの中で、これで消費税上がってきたらプレミアムで、そういった還元でもしょうと思うねん。そやけどなんでよ、こんなごみ処理施設いうたら私は火葬場と一緒でよ、ほら水道とかよ、下水の事業であったって起債を抱えながら、下水やったってよ、２６０億ぐらいの南あわじ市の借金抱えてよ、金利だけでも４億から払いよんねん、実際の話が。そういうふうなね、一般財源から１０億から下水の方に放りこんみょんねん。なんでお前こんなとこでな、３０円もの大幅なよ、消費税いうたって２％だあ。１５倍以上の値上げをしてよ、尚且つ市民とか業者いうかよ、ほの辺の業者を泣かすいうことはな、やはりほこで雇用されとる方々のよ、賃金というかよ、ほらあなた方はよ、人事院勧告でよ、黙っとったって給料はそれなりに上がっていくねけんど、民間はよ、そういう厳しい状況の中にあってよ、ごみの収集運搬業者の後ろに乗っとるような人いうたら、ほんまにこう年金のよ、貰うような低所得者の人が一生懸命生活のためによ、仕事しよんねん。ほんなとこに痛みだけでよ、これ３０円上げる根拠っちゅうのは、私はどうしても理解できらんねん。これ便乗値上げとしか、もういっぺんこの３０円の値上げのよ、説明をもう一度求めますわ。２％の消費税アップと、もうちょっと詳しいに説明してくれ、この３０円上げる。

議　　長　　はい、事務局。

事　務　局　長　　算定するにあたってやまなみ苑で処理にかかっている歳出総額から公債費の分を除いた額をですね、実際に処理したごみの総量で割って、４年間平均で出している数字を申し上げますと、１トンあたり１万３，３０５円という金額がかかっています。これに加え、消費税は１０８分の１１０の値上げになります。さらに当然手数料自体に消費税がかかります。そうなってきますと、本来ならば１０キロに換算しますと、１５０円近く頂かないといけないところかなと思うんです。しかしながら、検討するに当たって近隣であります淡路市さんの状況とかも一緒にご相談させていただいた中で、島内に２つある施設の中で差が出ては非常に混乱もきたすし、逆にいえば安い方に持って行くという発想がでてもまずいので、そのへんを十分鑑みた上で淡路市さんと協議して１３０円という金額を定めさせていただいたところでございます。

８　番　議　員　　議長。

議　　長　　谷口議員。

８　番　議　員　　これね、処理するのに１５０円ぐらいかかるいうけんどよ、実際よ、ここの施設のよ、建物であったりとか従業員の人件費であったりとか、それは行政、自治体とかがそういうごみとかよ、そういうことは自治体の責務でせんなんねん。それをよ、採算ベースに乗せるという、その辺の考えがよ、下水道やったってそんなん、火葬場でもよ、洲本市さんも火葬場も採算ベースに合わそう思ったらよ、２万円、３万円のやつを５０万円にすんのけ。ちゃうだあ。ごみやったってよ、市民の暮らしのよ、それをね、こういうふうな値上げをすることによってよ、ほんまに生活困窮者の方々がごみをよ、不法投棄したりとかよ、自宅で焼却したりとかよ、ただでさえごみの軽減に配慮しながら細々と年金生活よ、私はそういう方々の心配をしよるわけですわ。ほんでね、これはまあここへはそういう人は持ち込みせえへんさかい、３０円ぐらいの値上げはどうってことないと思うねけどよ、事業所のごみがね、実際事業所自身もよ、３割も負担しよったらよ、今まで１０万円で事業者と契約しとるやつが１３万円にしてくれるかいうたらよ、事業所のごみだったって、事業所と一般のごみ収集運搬業者との区分けっちゅうのはよ、赤の袋に入っとっか、入っとれへんかいうだけで区分けしょるんですか。

議　　長　　はい、事務局。

事　務　局　長　　事業所の区分けについては、市から委託を受けて運んでいる業者に対してはいわゆる車輌の登録もして、その車輌で運んでくださいということでお願いしていまして、登録車輌については市からのごみ袋のごみ。それ以外の事業所から直接持ち込まれるものは、市のごみ袋以外ということになります。そこで明確にはさせていただいております。

８　番　議　員　　議長。

議　　長　　谷口議員。

８　番　議　員　　実際ね、事業所のごみとね、一般の家庭ごみとのよ、区分けっちゅうのをしっかりできとるかどうかという懸念を私は持っとるわけよ。ほんでなんでね、この淡路市がよ、ごみ処理施設の広域化ということでよ、統一すんねけんどよ、これは市民なりの負担ばっかし求めてよ、行政の痛みを和らげよんだけでえか。これ予算書見よったらよ。負担金だったって、４００万ほど下げてよ、ほんで結局１億３０００万てか、市内の事業所がよ、ほんだけ負担するやいうてよ、ほんな馬鹿げた議案はよ、私は断固反対すんねけんどよ。これは、なぜこの今の時期によ、今１００円でいっきょったってやな、市のよ、ごみ収集業者のやつっちゅうのはよ、結局料金引き上げたって関係ないんだあ。ほない言よったでえか。市がしよるやつだったあよ、料金引き上げたって市がなんじゃ痛めへんわけでえか。誰が痛むいうたら、市民が痛むんでえか。ちゃうけ。ほんで市の分担金だけ下げてってやで、こんな議案書ようのうのうと出してったなと、私は思うねけんど。これ、ほんまにこんなんでええんけ。市民にばっかり、今よ、あんた方ほんまに南あわじ市いうか淡路島のよ、高齢化率がきてよ、低年金でよ、ほんまに１次産業が多いとこでよ、ほんまに年金の厳しい中で生活困窮者というのは、最近ごっつい相談受けよんねん。ほんな段階でね、一番やっぱり水道とか下水とかごみとか、こういうやつっちゅうたら絶対にセーフティーネットでよ、ほやさかい行政がしょんのちゃうんけ。だから行政がこういうごみの処理を自治体がよ、責任を全うしてやんよんねん。ほんで税の再分配でないけんど、そういう低所得者の市民の痛みを和らげるためにやな、私は税の再配分をして、予算執行してよ、しっかりとしょると。ほんだあそれによ、１５０円かかっさかい１３０円にさしてくれやいうて、ほんな説明はよ、私は納得できらん、と私は思うねけんど、守本市長、どうですか。何か反論ありそうな。

副　管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　はい、副管理者。

副　管　理　者　　着席して失礼します。今回の値上げに関しては、やはりおっしゃるように市民に与える影響とか、その点も勘案しなければいけない中で、おっしゃられた生活困窮の方は普通に考えればごみ袋で出しておられる方というふうに考えておりますので、今回の事業所の関係はそうではないと思います。いろんな影響というものはないわけではないですけれども、間接的なものということでございます。その上でその事業所ごみの料金をどう設定するかというのは、すべて黒字になるところまで取らなくてはいけないというわけでもなく、どれぐらいを頂いてどれぐらいを市の負担にするか。市の負担にするのは結局税金でまかなっているということなんで市民で分け合うということになるわけですけれども、そういう中で、他のところでどれくらいの、相場という言い方がいいのかどうか分かりませんが、通常どの程度頂いているのか、そのバランスも考えながら進めていくということになると思います。この１００円というのは、私も聞いているだけなんですけど、また事務方の方で修正があれば教えてほしいんですが、例えば県内でみても１００円というのはかなり安い方になっておりまして、そうした中で一番高いところで１５０円ぐらいらしいんですけども、そうした中で各自治体が今消費税をきっかけにして値上げをする。その値上げのなかで過去やってこなかった所もあってリバランスしていくというなかで上がっていく。そういう全体のバランスというか並びも見ながらこの価格に設定したということでございます。そのあたりはご理解いただきたいなと思います。

８　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　谷口議員

８　番　議　員　　市長ね、兵庫県下では安いぐらいやて言うねけんどよ、水道料金はよ、兵庫県下で一番高いねん。な、ほやさかい安いやつもあってええねん。そうでしょ。何も、水道料金は兵庫県下でも１・２位を争うぐらい高い料金を取ってよ、今日もテレビ見よったらよ、メキシコでも世界各国でも今から水不足やという話してましたわ。１番、兵庫県下でも高い高料金で。ごみはよ、別によ、１００円でも私はおかしないねん。当た

り前や思う、そんなん。ごみを採算合うようにやいうて、これ自治体の責任でせんなんような事業でしょ。ほんで今からごみの広域化ということであれしよんねん。そんでね、私もこれ、なんでこんなこと言よるかいうたら、我々議員いうたら、市民の代表者で言うとんねん、これ。あなた方は簡単に帳面上でよ、１５０円要るさかい１３０円やいうて簡単に議案提案してきよる。我々議員やったってよ、市民の代弁者としてチェックもせんなんしよ、あんたらが余りにも無茶くそなことしょったらよ、これはおかしいという声もね、上げらなんだらいつまでたったって、兵庫県下で１００円安い方やいうて１５０円まで上げてやで、ということは誰が負担するか言うたら全部市民が負担せんなんねん。これも全部税金で賄いよるいうたってよ、これ見よったらやな、毎年分担金は洲本と５０：５０でしょっけんどよ、行政のよ、痛みを和らげてよ、その痛み和らげたやつどこへ持って行くかいうたら市民でかれ。ごみの袋にしたってよ。この持ち込みの値上げにしたってよ。なんでこんな時期に同じようなダブルパンチで痛みを与えるのかと。なんじゃ、今から広域化でよ、１０年後にどうじゃこうじゃ言よる時によ、なんじゃ別に、淡路市が１５０円やさかい言うて淡路市に合わさんなんことあれへんだあ。なんじゃ、まだ三市でしょんのでえか。やまなみは洲本と南あわじやさかいに。淡路市より安い方が、洲本市や南あわじ市民にとったら幸せだあ。事業所やったって、そうでしょ。事業所に１億３千万もよ、したらよ、事業所はどこにこの金をよ、転嫁すんのよ。それはやっぱり雇用抱えとる人のよ、従業員のよ、その辺の給与なりを圧縮しょうとすんねん。どう考えても執行部の説明では納得できらんねん。もうちょっと私のような人間でも納得できるような説明をよ、１３０円に上げらんなんよ、おかしいでえか。ごみ処理すんのに１５０円要るやいうて、ほんなん関係あるかいや。ほんなこと言よったら下水だったってよ、処理すんのによ、２００円も３００円もするやつよ、６０円ぐらいで処理しょんでえか。ほれと一緒だあ。水道でもそうでしょ。何でお前、そんなんそこの賃金とか建物とかよ、維持管理コストとか今までの登記の償却とかよ、そんなこと考えっけ。しょれへんだあな。そうだあ。ほやのに１３０円じゃ１５０円じゃほんなんお前、ほの辺の話、もうちょっと納得するようにちょっと説明してくれ。納得できへんかったらちょっと修正案出させてもらう。

議　　長　　はい。事務局

事　務　局　長　　はい、説明になるかどうかわからないですけど、今回の値上げについては平成２０年に前回１０キログラム１００円というふうな形で改正させていただきました。その後消費税の方が８パーセントに値上げ、今回１０パーセントに値上げという部分がございます。それと合わせまして、工事費、修繕の工事費が年々増加しておりまして、直近によりますと１年間で修繕費が９５００万円程度のものが今年度予算では１億１千万円を超えるような金額を置かないといけないような状況です。負担が増える中で、長期に維持していくために修理をしないといけないので、起債という方法で財源を確保しようと努力をしているんですが、起債とて償還を後年度において負担として余計にかかってくる状況がございます。そんななかで、値上がりについては、事務局としてはさせていただけないかと思っておるところでございます。１３０円という金額につきましてはご理解いただけるかどうかわかりませんが、先程申しあげたような中でどうしても１５０円ほどの金額いただきたいところなんですけれども、近隣市との解離を鑑みて、１３０円とさせていただきたいしか申し上げることができません。

８　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　谷口議員。

８　番　議　員　　消費税引き上げるんだったら、２％だったら１００円やったら１０２円よ。ほんでね、前回上げてないんだったら５％アップいうんだったら１０５円よ。１０５円にするんやったらよ、私らも市民の代表としても納得できんねん。ほんでね、先程修繕がどうじゃこうじゃ言っとったでしょ。火葬場でもよ、修繕なんぼ要んりょんで。毎年南あわじ市でも。大きな時だったら数億円要るわけよの。これ当然、それ稼働せんなんさかい修繕すんのは当たり前の話でえか。ほんなもんは当然行政のよ、予算書としてよ、当然講ずるべきであってやで、市民に転嫁してやな、財源を穴埋めしようやいうてやな、その考えが私はおかしいんでないです

かという話をしよるわけです。ごみの焼却施設であったって当然、火葬場やったって市の公共施設施設やったって当然、悪いところは修繕するのは当たり前の話よ。それは市の方の財源でやるべきであって、市民にそういう負担増を求めるというのはね、私はおかしな話やと。これ以上議論しよってもしゃないんでやな、私はこれに反対の立場で、終わっときますわ。

議　　長　　他に質疑ありませんか。片岡議員。

３　番　議　員　　この改正については消費税がらみという話もありましたけれど、一つは、１トンあたり１万３３０５円経費がかかるという説明でしたわね。そこでそれぞれ市でごみの減量対策というか、そこをしっかりやった上で現実があるのであればそこは分かるんですけどね、そこら辺のごみの減量化計画、洲本市は総合基本計画の中で１日１人当たり１５グラム削減するという計画がありますけれど、それとて全体でここ何年かの間みてもそんなに大きな削減にはなってない現実がありますよね。南あわじ市さんはどうか知りませんよ、どれだけ削減されているのか。洲本市の搬入量は先の議会で色々お尋ねした時に数字が示されましたけれど、そこらでは事業所ごみの削減計画というのは実は持ってないわけですわね。そこら辺は業者任せになっている部分が正直あると思うんですよ。だからそこは売らんがために過大な包装したり、最近では少しは変わってきているかも分かりませんけれど、まずその辺をね、やっぱり行政としてしっかりと指導した上で、事業者が事業者のごみの削減ための努力もした上で、この搬入量を抑えることになれば経費の削減に繋がっていくんじゃないかなと思う。その辺についてはどう考えてますか。

議　　長　　事務局

事　務　局　長　　はい、議員おっしゃられるように事業所のごみをいかに減らしていくかということについても我々の課題かと思っています。ただまあ、現状洲本市だけのことを申し上げますと、具体的に事業所に対しての減量化政策をお示ししてないので、その辺については今後、南あわじ市さんとも協力させていただきながら事業所に働きかけをしていきたいなと考え

ているところでございます。

議　　長　　はい、片岡議員。

３　番　議　員　　そのごみの処分については基本的には環境基本法に基づいて、いわゆる３Ｒというような方法でね、減量作戦をそれぞれがやっていると思うんですよ。その努力をやっぱり積み重ねた上で、成果を出だした上でやね、いわゆる燃えるごみをまず大幅に減らす努力をすべきでないかというふうに思うんですね。というのは、平成１８年の資料を見せてもらうとその時洲本市だけでは人口も５万人を超えていましたから、ごみの量からみたら洲本市だけでは１万７千４４１トン１８年度でね。でも２９年度は１万３９６５トンという説明を総量で受けました。それから見るからには人口減少がありますから、それぞれの個人でのごみの出す量はそんなに大きく削減されてないんじゃないかなと思う。つまり家庭から出るごみというのはある程度もう限界というか、これ以上工夫するにはいわゆる生ごみの再生処理とかいろんな方法も考えていかない限り削減は難しいじゃないかと思うんですよ。一般に出されているごみならだいたい６割は家庭ごみといわれている、そのうちの燃えるごみやね。それ以外には生ごみをいかに処理するかというようなことも含めて対応していかない限り一般家庭から出るごみっていうのは、そんなにもう削減が難しいじゃないかというふうには思うんですわね。まずそこの努力を一回やった上でですね、この事業を市民のみなさんにやっぱりちゃんと説明してこれだけの手数料が必要やというようなことでの話をしていかなかったらですね、十分やっぱり納得できないんじゃないかというふうに思うんですけど、どうですかね。

議　　長　　事務局

事　務　局　長　　ごみの減量化につきまして市民の取り組みを求めていくということではございますが、今回洲本市の分で申し上げますとごみの減量化について、環境を考える懇話会から平成２８年に提言をいただいた中で、平成２９年からは大型ごみの有料化。また平成２８年の１０月には環境学習という観点で、施設を整備して環境学習という取り組みの中で、住民の

みなさんに減量化に心がけてほしいという部分を説明させていただいております。さらに今後の取り組みとしては、リサイクルの中で小型家電とかその他の部分でリサイクルをさらに進めていこうということを目標に掲げて取り組んでいるところでございます。市民の方にも取り組みを協力いただきたいことについては、さらに呼び掛けていきたいと考えているところでございます。当然、南あわじ市さんも同様の取り組みをされていると思います。

議　　長　　よろしいですか。はい、他に質疑はありませんか。質疑がないようですので議案第２号洲本市・南あわじ市衛生事務組合手数料条例の一部を改正する条例制定について。

８　番　議　員　　議長、動議。

議　　長　　議員から動議が出ましたので、動議の内容について谷口議員に説明を求めたいと思います。

８　番　議　員　　資料ちょっと配ってくれっけ。議案第２号に関する修正ですわ。

議　　長　　修正動議が出されておりますので、そしたら各議員に資料配布をお願いしたいと思います。賛同はいらないです。一人でも定数の関係でここはいけるようになっております。

（資料配布）

議　　長　　資料はお手元に届いているでしょうか。それでは修正動議を出された谷口議員より提案説明を求めたいと思います。

８　番　議　員　　はい、これはもう時間もちょっとおしとんのでよ、読むのやめて、今回手数料に対しての、１３０円という値上げに対してよ、私は市民が納得する消費税引き上げ分の１０２円とするということで、提案では先程から十分言わせていただいたように、消費税値上げに伴ってごみ袋出している事業所いうたってやっぱり市民、その辺でいったらダブルパンチ

のような、そして行政の痛みというかこれ予算書を見よったって前回４億８千万で今回３億８千万円、予算やいうたってそれなりに削減しているような方向に行っきょる中でよ、なんであえて、南あわじ市と洲本市の負担を削減してよ、行政の痛みを和らげながら市民にダブルパンチの負担を求めるような、私らは市民の代表なんですよね。市民の代表者としてよ、消費税の値上げ分の、当然値上げに関しては、私どもは当然容認いたします。ただ今回の議案第２号の１０キログラム１３０円というやつにはとてもでないけんど納得できませんので、この修正の動議を出させていただきました。議員各自におかれましてはよ、我々議員の立場はよ、市民の代弁者というような自覚のもとよ、しっかりとした適切妥当な判断を求めたいと思います。何もかもしゃんしゃんじゃあかんと、私はそういうふうに思っていますのでこの動議を出させていただきました。以上です。

議　　長　　はい、只今谷口議員から条例制定について修正案を出す説明がありました。修正案についての質疑を行うことができるので、質疑のあるかたはお願いしたいと思います。修正案に対する質疑です。
はい、片岡議員。

３　番　議　員　　説明を頂きました第３条の手数料の金額を１０キログラムを１０２円とするという話ですけれど、消費税がらみで言うとこの数字は１０％じゃなしに８％時代、５％時代の金額。

議　長　　谷口議員

８　番　議　員　　はい、議長。今回１０月から今までの現消費税８％が１０％になるというような政府の方針なんでよ、消費税の引き上げ分っちゅうたら８％から１０％なんでよ、２パーセントの引き上げの料金で１００円の２パーセントと言ったら２円でないかなということで１０２円という数字で入れさせてもらいました。

議　　長　　ご質疑よろしいでしょうか。お願いします。

５　番　議　員　　すいません。私、はじめて今日伺うんで承知してないんでけど、消費税８％から１０％に上がるので１０２円という根拠を出されているんですけど、これは５％から８％に上がった時とかは値上げっていうのは実際に行われたんですか。

８　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　谷口議員。

８　番　議　員　　値上げは行われてないねけど、私はこの反対の動議やさかい２％の引き上げいうことで。私自身はよ、５％から８％に引き上げしてないんだったら５パーセント引き上げて１０５円でもかまんねん。かまんねけんど数値を明確に説明しよかいなと思ったら、今回は現行８％で１０％に引き上げということで２％のことで記載しているだけでよ、前回のことは考えておりません。

議　　長　　よろしいでしょうか。福本議員。

５　番　議　員　　まあ前回値段を据え置いたいうことでその営業努力じゃないですけど、そういったことがあってこの度に対してご負担をお願いするような議案の提案かなというふうにも思うんですけど。そこっていうのは当然。

８　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　谷口議員

８　番　議　員　　これね、こんなとこはな、採算を合わすのがおかしい。ごみの処理施設でよ、市民からの負担でよ、ここの設備の改修であったり人件費であったり全てをよ、そういう市民からの負担でよ、運営する企業会計では、私はちゃうと思う。前回の企業努力でやはりその時の管理者なりが適切妥当な判断をしていただいて、やはり市民の負担をよ、できるだけ低くよ、市民の負担を無くすような料金を設定していただいて兵庫県下

でも比較的低料金で今まで運営していると、それは我々市民にとってもありがたい政策であって、非常にすばらしい政策であったと私は思とんねん。今回はよ、それをよ、洲本市、南あわじ市が今までせっかくそういうふうな努力をしながら１００円で一生懸命、税の再分配でやっていただいておったと。ほんだら淡路市さんがよ、高い高い淡路市に合わせるとかよ、そんな説明ではよ、とてもではないけども我々市民は納得できらんと。せめて消費税の引き上げ分のよ、増額だったら市民も当然納得していただけると。洲本市、南あわじ市がなんで淡路市の料金、せっかく素晴らしい政策でよ、低料金でごみ処理をしとったのにも関わらずよ、なんでこんだけ急遽よ、淡路市に値段を合わすようなよ、ほんでこんなんでごみの処理のやつで採算を合わすやいうのはおかしい。私はそういうふうな認識をする。水道と一緒ですわ。

議　　長　　福本議員

５　番　議　員　　はい、そうですね。採算が合わなくても、という先程のご発言ある中で、逆にそのことで各市の負担金が増えるとかっていう懸念されるんですけど、逆にそれは市民の負担に繋がっていくんじゃないかっていうふうに私共は感じるんですが。

議　　長　　谷口議員

８　番　議　員　　あのね、当然よ、これ全部税金でしょんねん、当たり前やねんけど。そうでしょ。市民が税金なり交付税で予算をしとるわけやん。市民のよ、負担が増えるいうてね、市民の負担を増やさんように努力してもらいよんねん。そうでしょ。市民が住やすい街、しっかりとした税の再配分していただいて行政サービス、住民の福祉のためのよ、施策を努力してやっていただいておる。こういうライフラインというかよ、水道とかこういうふうなよ、生活のよ、贅沢品でないような絶対に必要な施設のよ、ことはよ、できるだけ低料金っちゅうかよ、安くしていた方が住民福祉によ、私はなると思う。ほやからこの辺のよ、ごみのやつがあえてなんで３０円上げて１億３千万円事業所に負担さして、それが分からんさかいに市民が納得できるような消費税の増税分だけだったら我々議

員、市民の代表としての議員もよ、納得できるさかいこういうふうにしてくださいという動議なんです。

議　　長　　よろしいですか。

副　管　理　者　　事実関係だけのお話なんですが。

議　　長　　はい、副管理者。

副　管　理　者　　よろしいでしょうか。淡路市の料金はですね、これまで同じ１００円です。１０キロあたり１００円。この度上げる金額も同じなので事実関係というお話をさせていただきます。

４　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　木戸議員。

４　番　議　員　　福本議員に関連してなんですが。値上げを１０２円にすることによって収支不足が１２００万円発生してしまうんです。その点について負担金が増えるというのも、各市の中でのサービス向上なりで努力せよということなんですけれども。ということは今課税を上げようとしているのは事業系の処理に関しての３０円値上げであると。けれどもその処理に関しては事業者に求めずに市民の負託、負担に転嫁されると。それこそ先程谷口議員がするどい質問をされておられましたけども、一般市民の中で生活困窮者の方々に負担を求めるというそういう内容になってしまいます。これはやはりですね、事業系の処理に関しては事業者の方にしっかりとその部分は負担をいただくということにしない限りこの収支負担、年間で発生する分また両市にいってその両市の中でまた持ち出しが増えてしまうということになれば、これは谷口議員がおっしゃられているようなこととはちょっと違うようになってしまうじゃないかなと思う。

８　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　はい、谷口議員。

８　番　議　員　　今回も、木戸議員ね。市のよ、負担金、分担金いうやつが４００万円下がってますわな、前年対比よ、市からの負担ちゅうやつは。今までかなり負担しょってんけんど、順次下げていっきょんねん。事業所のごみっちゅうのも当然ね、事業所の責務においてやったらええて言うねけんど、事業所自身がよ、今よ、景気がアベノミクスでないけんどよ、地方にまでそういうふうな景気回復のよ、兆しがないんですわ。そんで実際よ、そこで働いとる方々の賃上げというかよ、大手はよ、今回様々な賃上げ要求した段階で賃上げ傾向にあんねけんど、洲本市さんはどうか分かりませんが、南あわじ市においてもなかなか民間の事業所のよ、厳しい経営状況下にあるっちゅうのは、南あわじ市の法人税収をね、見とったらね、かなり減っとるわけです。ほんで一部の、一部の企業は上がっとんねけど。そういうふうな事業所に、今でも法人税収が下がんりょるということはよ、事業者のよ、やはり経営が厳しい状況下にあるというような、木戸議員、私は認識を持っとるわけですよ。市内の一部の電器の、ここで具体的なことは言えへんねけんど、一部の電器のとこだけは法人税収が上がっとんねけんど。他の事業所は全て前回の税収でも落ち込んどるわけやね。ほういうふうな企業に対して、今でさえ厳しい経営状況にあるところの事業所に対して尚且つそれだけの負担を求めることは、当然そこで雇用を持っとる、それは洲本市民か南あわじ市民か知らんけんど、その方々のよ、やはり労働条件がよ、よくならんのでないかなという懸念があるのであえて反対をしている。そういうことでございます。

４　番　議　員　　はい、議長。

議　　長　　木戸議員。

４　番　議　員　　先程守本副管理者からの方からもありましたけれども、現状は淡路市とこの衛生事務組合１００円で一緒。うちの方は１０２円にして向こうは１３０円に上がってしまうと。こうなった場合にですよ、逆に言うと淡路市の負担が増えてそこの業者だけが泣いて、南あわじ市と洲本市に集中するとなると、じゃあ我々だけ良よければいいのか、我々の南あわ

じ市と洲本市の業者だけが潤えばいいのか、そういう考え方になってしまう。これはやっぱり大きな心でもってですよ、やっぱり淡路島全体のことを考えて統一した基準でもって、事業者の方々にも一緒の負担をお願いするのがやっぱりいいんじゃないかなあと思うんですが、いかがですか。

議　　長　　谷口議員

８　番　議　員　　あのね、私値下げするなら足並み揃えたらええねけんど、なぜ淡路市の方が１３０円にしてこっちが１００円だったということでよ、やはり行政が適切なよ、予算執行をやっていただいとると。私はそのような認識を持つわけです。淡路市のように１３０円やさかいこっちも１３０円にするのでなしに、それは南あわじ市の行政が最大のご理解をいただいた上でよ、適切な行政執行をしていただいておる守本市長はじめ竹内通弘市長のやっぱり政治手腕がやな、しっかりと市民が認識していただけるということで、私はそのように理解しておるわけですが。

副　管　理　者　　あの、議長。

議　　長　　はい、副管理者。

副　管　理　者　　事実の問題としてお話しますけども、仮に淡路市とここが値段が違った時にはですね、起こりうることとして、淡路市の事業者の方がこちらの方に持ち込まれるという可能性が出てきます。その時にはここは赤字経営をしておりますので、持ち込まれれば持ち込まれるほどその負担が各市、両市のほうにかかってきます。

８　番　議　員　　議長。

議　　長　　谷口議員。

８　番　議　員　　事務局に一応お尋ねすんねけどよ。淡路市のよ、事業所のごみのよ、受け入れっちゅうのはよ、ここでやるんですか。やれるんですか。組合

立でやっとって淡路市からの事業所のごみをよ、ここで受け入れするというのを、あんた方は勝手に淡路市からよ、来てよ、事業者のごみをここで受け入れたんの。

事務局課長　淡路市のごみは受入れないんですけれども、窓口で住所を偽られて入ってきた場合にはそのチェックの方法というのが。

８番議員　ほらほんなこと言ったらね、汚い話であって、実際よ、ごみ収集は淡路市は夕日が丘っていうのがあるわけでしょ。洲本市と南あわじ市は、やいのかいの言ってここでよ、それなりの改修をしてよ、長寿命化でないけんどできるだけ市民の負担を削減するということでよ、今まで大規模改修をやってよ、適切な施設管理をしていただいておると。淡路市のごみがよ、今うちの市長が言ったみたいにこんなとこに持ち込んだってあんた方が適切にやってもらわなんだらやな、これ洲本市と南あわじ市でしょるとこに淡路市のごみが持ち込まれてやな、こんなばかげた話あるかいな。そうでしょ。誰か分からんやいうて、ほんなぐらいチェックうせなんだらやな、ほのために職員おんのよ。そうだあ。ほんなん、淡路市のパッカー車がやな、ここに持ってきよったらあんた方が、ここに持ってくるのはおかしいですっちゅうて、それぐらいチェックして当たり前やないか。

事務局課長　当然そういうケースもあるので、そういうケースは帰っていただいて、チェックしております。ただ偽られた場合がどうしても。

８番議員　偽られた場合やいうて、そこはチェックせなあかんっちょんねん、そんなもん。当たり前の話じゃ。

２番議員　議長。

議長　はい、柳川議員。

２番議員　もう。賛否。

８　番　議　員　　ああそうやね。質問なかったら。

議　　長　　よろしいですか。暫時休憩という声もありますのでしばらく暫時休憩いたします。開会の時間は後程お知らせいたします。

（暫時休憩 11：10 ～ 11：26）

議　　長　　それでは再開いたします。谷口議員から出されております修正動議について起立によって採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　そしたら修正案について賛成の方の起立を求めます。
起立少数であります。修正案は否決されました。
そしたら次に、議案第２号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合手数料条例の一部を改正する条例制定について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議　　長　　片岡議員。

３　番　議　員　　さっきのは修正動議ですよね。それには問題ない。済んだんですよね。

議　　長　　済みました。次は原案の採決です。修正動議は否決されました。今はこの原案についての採決を行いたいと思うんですけど、これまでは異議なし採決ということがあったんですけれども、異議なし採決でいくかどうかということをお諮りしたいと思います。はい、片岡議員。

３　番　議　員　　議案２号については色々と説明いただきましたけれど、基本的には私はやっぱり消費税がらみの状況の中でね、今料金を引き上げるべきでな

いという立場で臨みたいと思います。

議　　長　　そしたら、原案について採決を行いたいと思います。挙手によって採決を行いたいと思います。そしたら、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。原案について１３０円について賛成の方の挙手を求めます。賛成少数であります。ですから原案は否決されました。

そしたら次に議案第３号兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　質疑なしですね。それでは原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって議案第３号は原案どおりに可決されました。

次に、日程第５　議案第４号　平成３０年度洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明をお伺いいたします。

管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　はい、管理者。

管　理　者　　議案第４号　平成３０年度　洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）につきましては、事務局からご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議　　長　　はい、事務局。

事務局次長　　はい、議長。ご説明申し上げます。それでは議案第４号　平成３０年

度　洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。補正予算書の１ページをお開き願います。第１条でございますが、予算の総額を歳入歳出それぞれ７１３万９千円追加し、４億３，６３８万４千円とするものでございます。事項別明細によりご説明申し上げますので、４ページをお開き願います。まず歳入でございますが、５款繰越金１項繰越金１目繰越金について、前年度繰越金７１３万９千円を増額し、総額７１４万円といたしております。これにつきましては、前年度の繰越金確定とするものでございます。次に歳出のご説明を申し上げますので６ページをお開き願います。２款総務費１項総務管理費２目清掃施設費について７１３万９千円を追加し、総額を４億１８万円とするものでございます。その内容といたしましては、３節職員手当等について賃貸物件を持家に変更したことによる住居手当３０万円の減額でございます。１３節委託料につきましては、焼却灰埋立処分委託料が当初予定量より実績が少なかったための１５６万１千円の減額でございます。１５節工事請負費につきましては、冷却水の水源であります深井戸の故障によります緊急工事のため９００万円を増額いたします。以上、議案第４号　平成３０年度　洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）の提案理由の説明とさせていただきます。なにとぞ慎重審議上、適切なるご決定たまわりますようよろしくお願いします。

議　　長　　説明が終わりました。本件についてのご質疑はございませんか。片岡議員。

３　番　議　員　　この工事請負費の９００万円ですけど、水源の緊急削井工事という説明でしたけれど、これって冷却水ってだいたい１炉どれくらい。

議　　長　　はい、事務局。

事務局課長　　井戸水の冷却水ですけども、日量マックスで３００トンぐらい使っています。

議　　長　　はい、片岡議員。

３　番　議　員　　３００トン。これは今までは深井戸で掘ってたんですね。それが出なくなったということで新たに堀ったんかなと思うんですけれど。

議　　長　　はい、事務局。

事務局課長　　深井戸で供給していたんですけれども、その深井戸の異常が発生しまして井戸を抜き上げるべくクレーンで抜いたんですけれども、抜き上げ不能ということで崩落しているということが確認できまして、それでその敷地の横に新たにもう一本掘ったということでございます。

議　　長　　片岡議員。

３　番　議　員　　日量３００トン、水が止まったことによりですね、焼却等のまあ言えばラジエーターみたいな役割を果たしているのだと思うんですけれど、そういう場合の緊急の対応いうのはとれるようにできているのですか。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　そういう場合は上水で対応するのですけれども、上水で対応したということになります。

議　　長　　はい、片岡議員。

３　番　議　員　　これ、井戸って今あるのは松葉寿司の近くにあるとかいうふうに話を聞いているんですけれど、なぜもっと近くで水源を確保するとかいうようなことはとれなかったのですか。

議　　長　　はい、事務局。

事務局課長　　当初この敷地内でも一通りやってみたんですけれども水が出ないということで、昔国道端に明治乳業があったんですけれども、そこの井戸で対応していたんですけど、そこも水が出なくなって現在国道の今ある場

所は井戸が優秀で日量７００トンぐらい出るので現在そこを使っている状況です。

議　　長　　片岡議員。

３　番　議　員　　ちなみに、その日量３００トンの冷却水はどんなように活用されているのですか。垂れ流しですか。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　３００トンは、排ガスの冷却のために噴射シャワーで噴射を行っております。それで３００トンのほぼほぼが水蒸気として煙突の方から消えるんですけど、下に戻ってくる水は排水処理設備で浄化して再利用ということでやっております。

議　　長　　よろしいですか。他に質疑はありませんか。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第４号　平成３０年度　洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計補正予算（第１号）について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に議案第５号　平成３１年度　洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を伺います。

管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　管理者。

管　　理　　者　　議案第５号　平成３１年度　洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算につきましては、事務局の方からご説明申し上げますのでよろしくお願いします。

議　　長　　事務局

事　務　局　長　　はい、議長。議案第５号　平成３１年度　洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算についてご説明申し上げます。予算書１ページをお開き下さい。第１条では歳入歳出予算の総額を３億８，９９０万６千円と定めております。第２条では地上自治法第２３０条第１項の規定により起こすことのできる地方債の目的限度、期日および償還の方法は、第２表地方債により定めております。第３条では地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の最高額１千万円と定めております。

それではまず、歳出について説明申し上げますので１０・１１ページをお開きください。１款１項１目議会費４０万円ですが、この内訳は１節報酬３５万４千円、１０節交際費１万円、１１節需用費２万４千円、１２節役務費１万２千円となっております。１２・１３ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2，６７７万４千円ですが、この内訳は１節報酬７万８千円、２節給料１，０１３万９千円、３節職員手当等５９７万１千円、４節共済費３２５万３千円、以上合計１，９４４万１千円につきましては、管理者及び副管理者への報酬と正規職員３名の人件費となっております。９節旅費９万円、１０節交際費１万円、１１節需用費２７万円、１２節役務費８０万３千円となっております。１４・１５ページをお開き下さい。１３節委託料９８万２千円、１４節使用料及び賃借料３４万８千円、１９節負担金補助及び交付金３８３万円につきましては退職手当組合にかかる負担金等となっております。２７節公課費１００万円は公害防止法に基づきます汚染負荷量賦課金でございます。次に２款総務費１項総務管理費２目清掃施設費３億６，１５３万円ですが、この内訳は１節報酬１，７６３万７千円、２節給料１，９０８万６千円、３節職務手当等１，５９０万９千円、４節共済費９９６万６千円。１６・１７ページをお開き下さい。７節賃金４９６万７千円、以上合計６，７５６万５千円につきましては正規職員６名、嘱託職員７名、臨時職員２名の人件費となっております。９節旅

費５万円、１１節需用費１億３８０万６千円は焼却炉内の消耗品費、それから光熱費、薬品代等々となっております。１２節役務費３０万６千円、１３節委託料４，５７４万１千円は焼却灰埋立処分委託料、各種機器の保守点検整備に掛かる委託料等となっております。１４節使用料及び賃借料６３４万４千円、１５節工事請負費１億１，２００万円は焼却炉やごみクレーンなどの施設補修のための工事費でございます。１８・１９ページをお開き下さい。１６節原材料費２０万円、１９節負担金補助及び交付金２，５４６万８千円、これにつきましては大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金及び派遣職員人件費負担金等となっております。２７節公課費５万円でございます。２０・２１ページをお開きください。２款総務費２項監査委員費１目監査委員費１万５千ですが、この内訳は１節報酬１万円、１１節需用費５千円でございます。３款公債費１項公債費合計８８万７千円ですが、１目元金が４８万７千円につきましては、大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金に関わるもの、２目利子４０万円につきましては大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金及び一般廃棄物処理事業債に関わるものでございます。次に４款予備費１項予備費言目予備費３０万円でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので６・７ページをお開きください。１款分担金及び負担金１項分担金１目分担金２億１，５５９万３千円は構成市の組合運営費分担金となっております。次に、２款使用料及び手数料１項手数料１目ごみ焼却手数料１億１，５００万円はごみ焼却手数料となっております。続きまして、３款財産収入１項財産運用収入１目利子及び配当金並びに次の５款繰越金１項１目繰越金につきましてはそれぞれ単位収入として１千円を計上しております。８・９ページをお開きください。６款諸収入１項受託事業収入１目ごみ焼却処理受託事業収入４２０万円は淡路広域行政事務組合からの可燃性残渣焼却処理受託収入でございます。次に、６款諸収入２項組合預金利子１目組合預金利子は単位収入として１千円を計上しております。次に、６款諸収入３項雑入１目雑入１１１万円は洗車場管理に掛かる費用等となっております。次に、７款組合債１項組合債１目組合債５，４００万円でございます。なお２２ページには地方債の現在高に関する調書を、さらに２３ページないし２５ページには給与費明細書をそれぞれ添付いたしておりますのでご参照ください。

以上で議案第５号の説明を終わります。何とぞ慎重審議を賜りご承認くださいますようお願い申し上げます

議　　長　　説明が終わりました。本件についてのご質疑はございませんか。
片岡議員。

３　番　議　員　　歳出の方で、一般管理費のね、１２ページの説明で、対前年度比で８１９万６千円減になっていますけれど、この主な理由って何がありますか。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　今年度２名の定年退職がございまして、その定年退職によります給料でございますとか職員手当、共済費その辺の減額が主な理由になってございます。退職手当組合の特別負担金、定年退職の年にはその退職手当組合特別負担金がありますので、来年度にはそれがございませんので、それが５２０万円ぐらいございましてそれが原因でございます。

議　　長　　はい、片岡議員。

３　番　議　員　　職員の減という話があったんと思うんですけど、減を、これを補充はしないんですか。

議　　長　　事務局。

事務局課長　　一人は再任用で、もう一人は臨時職員で対応するということでございます。総数としては変わらないということです。

３　番　議　員　　総数としては変わらない。

議　　長　　よろしいですか。はい、片岡議員。

３　番　議　員　　もう一点、清掃施設費の中でもやっぱり対前年度からみてね、大きく

減少している主な理由について説明してください。

事務局課長　　はい。

議　　長　　はい、事務局。

事務局課長　　この減についての原因でございますが、前年度工事費が１億４，６００万円ありまして、今年度の工事費が１億１，２００万円で、その減少が大きな原因だと考えております。

議　　長　　よろしいですか。

他に質疑はございませんか。質疑がないようですので質疑を終わります。お諮りいたします。議案第５号　平成３１年度　洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議　　長　　はい、異議ありの声がありますので、よって採決に移りたいと思います。議案第５号　平成３１年度　洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算について原案のとおり賛成する方の挙手をお願いします。

賛成少数であります。よって原案は否決されました。

次に追加日程議案第６号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。柳川真一議員については議場におられますので、退席をお願いいたします。

（柳川真一議員　退席）

議　　長　　議案第６号　洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任については、朗読は省略して管理者の説明を伺います。

管　理　者　　はい、議長。

議　　長　　はい、管理者。

管　理　者　　失礼いたします。議案第６号洲本市・南あわじ市衛生事務組合監査委員の選任についてご提案申しあげます。監査委員の選任同意を求める件につきましては、組合規約第９条により組合議会の同意を得て関係市の監査委員の中から選任するものとなっております。先般、洲本市の監査委員に新しく就任されました、住所、洲本市大野９５７番地３、柳川真一氏、生年月日、昭和４１年４月１２日の選任をいたしたく同意を求める次第でございます。何卒慎重なるご審議を賜りまして、ご同意をいただきますようよろしくお願いします。

議　　長　　説明が終わりました。本件につきましてのご質疑はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　ないようですので、これにて質疑を終結いたします。お諮りします。議案第６号はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　異議なしと認めます。よって本件はこれを同意することに決しました。柳川議員の議場復帰を許可します。

（柳川真一議員　着席）

議　　長　　柳川議員が着席されましたので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。今定例議会に付議されました案件は全て議了いたしました。これにて、洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会定例会を閉会することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議　　長　　閉会することにご異議がございませんので、これを閉会いたします。

閉会にあたりまして、一言座ったままご挨拶を申し上げます。今期定例議会における諸案件、議員各位の熱心な議論があり手数料条例並びに新年度予算については否決ということになりました。このことは執行部の皆さんも真摯に受け止めていただきたいというふうに思っております。議員の皆様におかれましては、何かとご多忙な時期だとは思いますが、この上もご自愛くださいまして、当組合の運営にご尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。それでは、副管理者であります南あわじ市長より閉会のご挨拶を伺うことといたします。

副　管　理　者　　はい。

議　　長　　副管理者

副　管　理　者　　はい。閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。まず、この議会におきまして新しく小野章二副議長がご誕生されました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。本日ご提案申し上げました案件については、条例関係が２件と退職手当組合の規約変更、平成３０年度の補正予算と、平成３１年度の一般会計予算でございました。また監査委員に洲本市の柳川真一議員を選任いただきました。このうち、条例１件及び平成３１年度の一般会計予算が否決ということになりましたので、執行部の方で再検討の上、改めて提出をさせていただきたいというふうに思います。議員各位の慎重なるご審議に感謝を申し上げます。議員各位の皆様方におかれましては、これからも変わらぬご支援、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議　　長　　ありがとうございました。

閉　会　　１１時５０分

以上、会議のてん末を記しその相違ないことを証するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議長

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議員

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会　　議員